

定 款

株式会社ウェッズ

令和 5 年 3 月 1 日
(附則削除効力発生)

定款

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は、株式会社ウェッズと称し、英文では、WEDS CO. , LTD. と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （1）自動車用部品並びに用品の販売
- （2）自動車用計器類の販売
- （3）自動車の販売
- （4）自動車整備業及び車検に関する業務
- （5）自動車の修理及び部分品の脱着ならびに塗装及び防錆加工に関する一切の業務
- （6）自動車及び自動車関連用品のリース業ならびにレンタル業
- （7）自動車関連用品の通信販売に関する業務
- （8）中古自動車、中古自動車関連用品の販売
- （9）駐車場の経営
- （10）洗車サービス業
- （11）損害保険代理業
- （12）倉庫及び運送取扱業
- （13）不動産賃貸業
- （14）鋳造品及び関連商品の販売
- （15）機械、器具、工業用資材の販売及び関連付帯工事
- （16）土木、建築工事及び関連設備、資材の販売
- （17）塗装工事及び関連設備、資材の販売
- （18）管工事及び関連設備、資材の販売
- （19）とび、土木、コンクリート工事及び関連設備、資材の販売
- （20）コンピューター、ワードプロセッサー、ファクシミリ、複写機、電話機及び関連機器の販売
- （21）情報提供サービス業
- （22）健康器具の企画及び販売
- （23）有料老人ホーム及びその関連施設の企画及び経営
- （24）介護保険法に基づく居宅サービス事業、施設サービス事業
- （25）介護保険法に基づく居宅サービス計画、施設サービス計画の作成

- (26) 介護保険請求事務の受諾
- (27) 労働者派遣事業
- (28) 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援サービス
- (29) 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援サービス
- (30) 児童福祉法に基づく指定居宅支援サービス
- (31) 食料品及び酒類の輸入販売
- (32) アンティーク商品の販売
- (33) インテリア用品の輸入及び販売
- (34) 日用雑貨の輸入及び販売
- (35) コインランドリーの経営
- (36) 飲食店の経営
- (37) 自動車部品、付属品の製造及び販売
- (38) インターネット上で通信販売業務及びオークション開催業務
- (39) 各種イベント企画及び運営業務
- (40) 一般旅客自動車運送事業
- (41) 前各号に付帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都大田区に置く。

第4条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第5条（機関）

当会社は、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、53,340千株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は「会社法第165条第2項」の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1） 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2） 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3） 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株式名簿管理人を置く。

- 2. 株式名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱い及び手数料は法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（招集）

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（株主総会の招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合において、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（取締役の員数）

当会社の取締役は、13名以内とする。

第19条（取締役の選任）

取締役は、株主総会においてこれを選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 21 条（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第 22 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長又は取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 23 条（取締役会の招集通知）

取締役の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第 24 条（相談役及び顧問）

取締役会の決議により、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。

第 25 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

第 27 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議により定める。

第 28 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 29 条（監査役の員数）

当会社の監査役は、4 名以内とする。

第 30 条（監査役の選任）

監査役は株主総会においてこれを選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。

第 31 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 32 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 33 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対し発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

第 34 条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数で行う。

第 35 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。

第 36 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第 37 条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

第 38 条（選任方法）

会計監査人は株主総会で選任する。

第 39 条（任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計算

第 40 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

第 41 条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 42 条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当

をすることができる。

第 43 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。